

# 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年6月10日

広島県知事 横田 美香

## 1 業務内容

- (1) 業務名  
令和8年度加害個体捕獲技術の実証・普及業務
- (2) 業務の仕様等  
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所  
広島県内
- (5) 事業予算額  
6,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルの参加資格の要件として、次の事項を全て満たしている者であること。なお、複数の団体により構成されたグループ企業体の応募も可能とし、グループ企業体で応募する場合は必ず代表団体を定め、応募は代表団体が行う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品、及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「54A 調査・研究」または「61K コンサルティングサービス」若しくは「61L 計画策定・計画策定支援」のいずれかの資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (6) 広島県内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者又は県内に事業所等を有しないが、県の求めに応じて速やかに権限のある者を県庁へ来訪させることが可能な者であること。

## 3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付期間、交付場所及び入手方法

### ア 交付期間

令和8年6月10日（水）から令和8年6月18日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日

に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

イ 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号  
広島県農林水産局農業生産課（広島県庁本館 4 階）  
電話（082）513-3564(ダイヤルイン)  
電子メール nouseisan@pref.hiroshima.lg.jp

ウ 入手方法

上記イの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記アの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出期限

令和 8 年 6 月 18 日（木） 午前 10 時（必着）

ウ 提出先

上記(1)イの場所

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着すること。

また、電子メールでも申請書一式のデータを提出すること。宛先は「上記(1)イ」のとおりとし、件名を「令和 8 年度加害個体捕獲技術の実証・普及業務公募型プロポーザル参加資格確認」とすること。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 6 月 19 日（金）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和 8 年 6 月 29 日（月） 午後 4 時（必着）

イ 提出先

上記(1)イの場所

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の

提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記アの期限までに必着すること。

また、電子メールでも提案書のデータを提出すること。宛先は「上記(1)イ」のとおりとし、件名を「令和8年度加害个体捕獲技術の実証・普及業務提案書」とすること。

#### 4 最優秀提案者の決定

##### (1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、令和8年度加害个体捕獲技術の実証・普及業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

なお、提案書が仕様書に定める条件を満たさない場合、プレゼンテーションとヒアリングによる審査を実施しない場合がある。

##### (2) 審査

提案に対し、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。

ア 日時：令和8年7月1日（水） 午前（時間の詳細は、別途通知する。）

イ 場所：オンライン会議システム（Zoom）を利用する。

ウ 時間：1提案者当たりの説明時間は30分程度を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分

エ 出席者：入室は3名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

オ その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。（追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。）また、プレゼンテーションは提出された提案書の画面共有により行うこと。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

##### (3) 提案書評価基準

評価項目については、「令和8年度加害个体捕獲技術の実証・普及業務企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

##### (4) 結果の通知

令和8年7月1日（水）までに、すべての提案書提出者に対しメールで通知する。

#### 5 その他

##### (1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

##### (2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (3) 契約保証金

免除

##### (4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書

等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 電子契約の可否

可

(7) その他

公募型プロポーザル説明書による。

## 6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県農林水産局農業生産課（広島県庁本館 4 階）

電話（082）513 - 3564（ダイヤルイン）

（土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

電子メール [nouseisan@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:nouseisan@pref.hiroshima.lg.jp)